

令和2年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和2年2月12日】

1 文京区職員定数条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻489頁）

- (1) 提案理由 職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容（第2条第1項）

ア 区長の事務部局の職員	1, 458人	→	1, 490人	(32人増)
イ 議会の事務部局の職員	10人	→	10人	(増減なし)
ウ 教育委員会の事務部局の職員	184人	→	189人	(5人増)
エ 教育委員会の所管に属する学校の職員	158人	→	158人	(増減なし)
オ 選挙管理委員会の事務部局の職員	7人	→	7人	(増減なし)
カ 監査委員の事務部局の職員	6人	→	6人	(増減なし)
合計	1, 823人	→	1, 860人	(37人増)
- (3) 施行期日 令和2年4月1日

2 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻554頁）

- (1) 提案理由 会計年度任用職員のサービスの宣誓に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者は、別段の定めをすることができることとする。（第2条第2項）
- (3) 施行期日 令和2年4月1日

3 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（第1巻746頁）

- (1) 提案理由 職員団体のための会計年度任用職員の行為の制限の特例に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 会計年度任用職員について、一般職の常勤職員と同様の場合に、給与を受けながら職員団体のため業務を行い、又は活動することができることとする。（第2条第2号及び第3号）
- (3) 施行期日 令和2年4月1日

4 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（第1巻1297頁）

- (1) 提案理由 児童相談所に勤務する職員に対する特殊勤務手当の支給要件等を定めるため、提案する。
- (2) 改正内容
児童相談所業務手当の新設
 - ア 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事したときに支給する（日額1, 470円を上限）。
 - イ 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法第12条第2項に規定する業務（アに規定する業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する（日額490円を上限）。
- (3) 施行期日 令和2年4月1日

5 文京区事務手数料条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1674頁）

- (1) 提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容 通知カードの再交付手数料の削除（別表25の項）
- (3) 施行期日 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日

6 文京区印鑑条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻2689頁）

- (1) 提案理由 印鑑の登録資格を変更するため、提案する。
- (2) 改正内容 印鑑の登録を受けることができない者の変更（第3条第2項第2号）
成年被後見人 → 意思能力を有しない者
- (3) 施行期日 公布の日

7 文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第1巻1099頁）

- (1) 提案理由 当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会の選挙長及び選挙立会人並びに交替して職務を行う投票管理者の報酬の額を定めるため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 文京区選挙管理委員会が管理する選挙における当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額を定める。（第2条第4項及び第5項）
 - (ア) 選挙長 6,000円
 - (イ) 選挙立会人 5,000円
 - イ 投票を管理する時間が2分の1である場合における投票管理者の報酬の額を定める。（別表）
 - (ア) 投票所の投票管理者 9,000円
 - (イ) 期日前投票所の投票管理者 8,000円
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

8 文京区シルバーピア条例等の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 シルバーピア等の使用者の連帯保証人に係る規定を削除するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正条例
 - ア 文京区シルバーピア条例（文京区例規集第3巻2948頁）
 - イ 文京区営住宅条例（文京区例規集第3巻3001頁）
 - ウ 文京区障害者住宅条例（文京区例規集第3巻2972頁）
- (3) 改正内容
 - ア 使用者の連帯保証人に係る規定の削除
入居に当たり必置としている連帯保証人を廃止するため、入居手続をする際に提出する請書において連帯保証人の連署を求めないこととする。
 - イ 不正の行為によって入居した者に対する請求額の算定に使用する利率に係る規定の整備
「年5%の割合」→「法定利率」
 - ウ その他規定の整備
- (4) 施行期日 令和2年4月1日

9 文京区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻2902頁）

- (1) 提案理由 区立小石川福祉作業所において実施する事業を変更するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 区立小石川福祉作業所において実施する事業の変更（第3条）
就労移行支援事業 → 生活介護事業
 - イ 区立小石川福祉作業所において生活介護事業を利用することができる者（第4条）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定により介護給付費を支給する旨の決定を受けた者とする。
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和3年1月1日

10 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1681頁）

- (1) 提案理由 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表）
 - ア 毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う引用条文の整備
 - (ア) 「第4条第3項」 → 「第4条第2項」（66の項）
 - (イ) 「第4条第4項」 → 「第4条第3項」（67の項）
 - イ 食品衛生法施行令の一部改正に伴う文言の整備
 - (ア) 「魚介類せり売営業」 → 「魚介類競り売り営業」（20の項）
 - (イ) 「魚肉ねり製品製造業」 → 「魚肉練り製品製造業」（21の項）
 - (ウ) 「醤油製造業」 → 「しょうゆ製造業」（31の項）
 - (エ) 「めん類製造業」 → 「麺類製造業」（36の項）
- (3) 施行期日 (2)アについては令和2年4月1日、(2)イについては令和2年6月1日

11 文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3046頁）

- (1) 提案理由 後楽二丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅を廃止するため、提案する。
- (2) 改正内容 後楽二丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅（15戸）を廃止する。（別表）
- (3) 施行期日 令和2年5月1日

12 文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2444頁）

- (1) 提案理由 公共の場所における喫煙を禁止するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 題名の改正
文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例 → 文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例
 - イ 規制範囲の拡大
 - (ア) 公共の場所における喫煙の禁止（第8条第1項）
規則で定める喫煙場所を除き、公共の場所において喫煙を禁止する。
 - (イ) 加熱式たばこの取扱い（第2条第6号及び第7号）
加熱式たばこについて、たばこと同様の規制を適用する。
 - ウ 喫煙による迷惑行為の定義（第2条第8号）
喫煙による迷惑行為： 喫煙をすることによりその煙を屋外にいる他人に吸わせる行為をいう。
 - エ 区民等及び事業者等の責務の追加
 - (ア) 区民等の責務（第4条第2項）
公共の場所以外の場所（屋外に限る。）において喫煙による迷惑行為を行うことのないよう配慮するとともに、灰皿にたばこの吸い殻を捨て、又は持ち帰るよう努めなければならない。
 - (イ) 事業者等の責務（第6条第3項）
その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物の敷地内（屋外に限る。）において、灰皿の移設又は撤去、喫煙場所の確保その他の環境の整備に努めなければならない。
 - オ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和2年7月1日

13 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1879頁）

- (1) 提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 幼児教育・保育の無償化の実施に係る規定の整備
「支給認定」 → 「教育・保育給付認定」 等
- (3) 施行期日 公布の日

14 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3570頁）

- (1) 提案理由 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の業務量の管理等に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 教育委員会は、法の規定により定められた指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うこととする。（第19条の2）
- (3) 施行期日 令和2年4月1日

15 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修工事請負契約

- (1) 契約の目的 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約
- (3) 契約金額 金17億390万円
- (4) 契約の相手方 坪井・松下・上之原建設共同企業体
- | | |
|----------|--|
| 構成員（代表者） | 東京都中央区銀座二丁目9番17号
坪井工業株式会社
代表取締役社長 坪井晴雅 |
| 構成員 | 東京都文京区本郷一丁目34番4号
株式会社松下産業
代表取締役 松下和正 |
| 構成員 | 東京都文京区千駄木二丁目42番8号
株式会社上之原工務店
代表取締役 上之原一光 |

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和4年12月5日まで
- ② 支出科目等 令和元年度 一般会計 民生費 老人福祉費
令和2年度から令和4年度まで 債務負担行為

16 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修電気設備工事請負契約

- (1) 契約の目的 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修電気設備工事
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金8億4,732万3,400円
- (4) 契約の相手方 佐電工・タツヲ・高橋建設共同企業体
- | | |
|----------|---|
| 構成員（代表者） | 東京都文京区湯島三丁目47番10号
株式会社佐電工東京支社
常務取締役東京支社長 福所勝利 |
| 構成員 | 東京都文京区白山五丁目22番9号
タツヲ電気株式会社
代表取締役 松崎満 |
| 構成員 | 東京都文京区目白台二丁目14番14号
高橋電業株式会社
代表取締役 高橋靖幸 |

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和4年12月5日まで
- ② 支出科目等 令和元年度 一般会計 民生費 老人福祉費
令和2年度から令和4年度まで 債務負担行為

17 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

- (1) 提案理由 東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、規約の一部を変更する必要があるため、提案する。
- (2) 変更内容
令和2年度及び令和3年度における後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を区の一般財源から負担金として支弁することとするため、規約の附則を改める。
 - ・負担する経費
 - ア 審査支払手数料相当額
 - イ 財政安定化基金拠出金相当額
 - ウ 保険料未収金補填分相当額
 - エ 保険料所得割額減額分相当額
 - オ 葬祭費相当額
- (3) 変更時期 令和2年4月1日

18 令和元年度文京区一般会計補正予算

19 令和元年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

20 令和元年度文京区介護保険特別会計補正予算

21 令和元年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算